

平成30年6月11日現在

機関番号：32102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2017

課題番号：25870664

研究課題名(和文)あらゆる「差異」を包摂する共生社会の実現に向けて：多様性受容社会カナダの検証

研究課題名(英文) For realization of an inclusive society subsuming every "difference": A historical study of Canada

研究代表者

下司 優里 (GESHI, Yuri)

流通経済大学・社会学部・准教授

研究者番号：40615738

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：現在インクルーシブ社会として成功しているカナダにおいて、20世紀初頭は、専門家間で社会衛生の議論が過熱する一方で、知的障害者施設と公立学校訓練学級はともに年少児の軽度知的障害という対象を重複させながら、分離保護機関として併存しながらそれぞれに拡大していく時期であった。実際の知的障害者施設では、1920年代前半までこそ、効率的運営という命題のもと恒久保護と施設内自立が目的として採用されていたものの、むしろ1920年代末には一部の入所者に対してコミュニティへの復帰を目的とした方策が試行されていたのであった。

研究成果の概要(英文)：The focus of this research is early 20th century Canada, a country which, today, has achieved a measure of success as an inclusive society. At that time, debate between specialists concerning public health was intensifying. It was also a period in which both institutes for people with intellectual disabilities as well as training classes in public schools coexisted as separate care institutions for young children with intellectual disabilities, while at the same time expanding. In facilities for people with intellectual disabilities, the first half of the 1920s marked the adoption of goals of permanent care and in-facility independence for the purposes of achieving efficient operation. However, at the end of the 1920s, a policy to facilitate the reintroduction of some residents back into the community was attempted.

研究分野：障害者福祉

キーワード：カナダ オンタリオ州 知的障害 インクルージョン 共生社会 補助学級

1. 研究開始当初の背景

(1) 共生社会の実現へ向けた日本の現状

今日、インクルーシブな社会の推進は、世界的な潮流となっている。日本でも、この流れをひとつの背景として、平成19年度の特種教育から特別支援教育へという大規模な教育改革を経験し、平成21年12月には国連「障害者の権利に関する条約」(平成18年採択)の締結に向けた国内法の整備を目的として、障がい者制度改革推進本部が設置された。これにより、特別な教育的ニーズに基づいた柔軟な措置・支援へ、そして共生社会の実現へ向けた障害者施策の強化充実へと大きくかじ取りがなされていった(文部科学省, 2003; 障がい者制度改革推進会議, 2009-2012)。

しかしながら、日本の社会福祉および教育は、必ずしもインクルージョン本来の目指す、言語的、民族的、文化的、身体的、能力的特性を持つ人々を視野に入れているとはいえない。今日でも、障害児者、外国人労働者・子女、経済的困窮者が、社会・教育の場で格差を生んでおり、障害だけでなく、あらゆる「差異」を視野に入れた日本型共生社会の実現が求められているといえる。

(2) 非受容的社会からカナダ・インクルーシブ社会へ

世界に目を転じると、カナダは、1971年の多文化主義宣言や1988年の多文化主義法(the Canadian Multi-culturalism Act)に代表されるように、世界で初めて国として「障害者やエスニック・マイノリティを含め、すべて国民の社会への完全参加を歓迎するインクルージョン」をあげ(Constitution Act, 1982; Human Resources Development Canada, 2000)、他国に先駆けてその達成を目指すことを国策として提唱・推進してきた。OECD(1999)をはじめ、近年のカナダに対する評価を見ても、同国がインクルーシブ社会として比較的成功していることがわかる。

しかし一方で、カナダの障害者に関する福祉史・教育史を見ると、必ずしも障害者に寛容的ではなかったカナダ社会の姿が浮かび上がってくる。20世紀初頭、優生学の隆盛に伴い、障害者の婚姻制限、施設への隔離収容、そして優生断種がアルバータ州およびブリティッシュ・コロンビア州によって合法化され、実行されていた。特に知的障害者および精神障害者は、貧困や犯罪といった社会問題を惹起する主要因子として、第二次世界大戦後まで社会的脅威の源であり、施設収容がその主たる処遇であった。

ではなぜ、カナダにおける障害者への対応が脅威論から差別の撤廃へ、そして今日のインクルーシブ社会へと変化したのか。インクルーシブ社会の最大のタスクである、「人間の『差異』をどう扱うか」ということにカナダはどのように取り組んできたのか。それは、今まさに共生社会の実現を目指す日本にとって、

しかるべき究明課題であると考えた。

2. 研究の目的

本研究では、差別の撤廃について、現在世界的に高い評価を受けているカナダが、「人間の『差異』をどう扱うか」というインクルーシブ社会で最大のタスクをどのように達成しようとしてきたのかを解明するため、20世紀前半カナダの知的障害者の処遇に焦点を当てて究明することとした。これは、知的障害問題が上述した現代的課題を究明するうえで、極めて充実した要素を内包しているからである。

知的障害は今も昔も社会不適應の典型であり、社会事業や特殊教育の対象として、そして学問的研究課題として、多大な関心を集めてきた。また時には、社会的脅威あるいは同情の対象となり、行政機関はそれぞれの関係部門で対策を講じてきた。知的障害者の処遇の歴史は、いわば「差別の歴史」である。

現在カナダにおける、社会参加を含めた知的障害者の平等権の実現には、第二次世界大戦後の知的障害者の親の会を中心とした脱施設、地域生活を追求する運動が重大な役割を果たしたとされる。この運動の背景には、戦前までの知的障害者の処遇に対する厳しい批判があった(Simmons, 1982)。したがって、カナダにおける知的障害者のインクルージョンの成立過程を解明するためには、前提となる20世紀前半の知的障害者処遇の実態と展開過程を追究することが必要不可欠の課題である。

まず、先行研究の検討から、19世紀後半以降、カナダで最大の人口・産業・経済規模を有し、とりわけ知的障害者の福祉および教育において最も先駆的な州であったオンタリオ州を研究対象地域として選定し、知的障害が社会問題として顕在化する過程を究明した。その結果、1870年代以降の慈善施設の過密化、女性団体の運動を背景として、20世紀初頭に「精神薄弱者調査官」職が設置され、同調査官の調査・提言により、知的障害者の存在と社会的影響が顕在化したことが明らかとなった。

本研究は、これまでの研究から得られた知見を拡大し、さらに発展させようとするものである。そこで本研究の具体的な研究課題として、以下の点があげられる。

分析を進めている、20世紀前半オンタリオ州における知的障害者の処遇実態を整理する

施設および学級それぞれの機関の運営に中心的役割を担った、施設長および補助学級調査官の知的障害者とその処遇に関する思想を分析する

州施設局と州教育省、および関係専門家団体において、知的障害者がどう評価され、いかなる対応策が指向されたのか、議論の実体を整理する

～ を総合的に検討し、どのような専門

性をもつ者が、いかなる目的と方法において知的障害者を処遇したのか、また処遇の変遷過程とその背景にあった議論を明らかにする

3. 研究の方法

研究目的で設定した課題を解明するために、本研究では以下に記した研究計画に従い、文献の収集、調査、分析と考察を行うこととした。文献史資料の収集では、国内外からの購入のほか、現地カナダにおける所蔵調査と撮影・複写が基本となる。また随時、学会等学術集会において、日本およびカナダにおける関係研究者との研究討議を行い、資料読解や分析の妥当性について検討するとともに、研究成果の発表を行い、フィードバックを得ることとした。

(1) 研究対象

オンタリオ州を研究対象地域とし、1876年の開設から1950年代まで州内唯一の州立知的障害者施設であったオリリア施設、および1914年補助学級法により設置が規定される、公立学校知的障害学級(Training Classes)を主な研究対象とする。

(2) 対象時期

オンタリオ州で知的障害への対応が政策的課題として顕在化した1870年代から、第二次世界大戦前の知的障害者福祉・教育が一応の確立をみる1930年代までとする。

(3) 主な資料と研究方法

まず、同州における知的障害者の処遇に関する議論を分析するため、知的障害関係者・団体の著書や議事録を用いる。具体的には、カナダ女性会議(the National Council of Women of Canada)、公衆衛生協会(the Canadian Public Health Association)、精神衛生協会(the Canadian National Committee for Mental Hygiene)、そして優生学協会(Eugenics Society of Canada)等の団体とその中心的人物である。

さらに、オンタリオ州精神薄弱者調査官年報(1906-1920年)、補助学級調査官年報(1915-40年)、オンタリオ州立知的障害者施設年報(1891-1940年)および調査官と施設長それぞれの著書・論文・書簡を主な一次資料として、両機関における運営理念や処遇実態を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 各年度の成果

2013年度

カナダの知的障害関係団体、研究機関、および行政機関等の系統的資料を入手した。電子書籍、カナダの古文書データベース、カナダ国立図書・公文書館や州公文書館の複写サービスを利用して入手したほか、希少性と保存状態から貸借・複写禁止の重要史料について

は、現地カナダ・オンタリオ州のトロント大学において所蔵調査と資料収集を行った。

入手された資料の分析・読解を行った結果、次のことが明らかとなった。カナダ・オンタリオ州では、1950年代に結成された知的障害児の親の会が中心となって1960年代から脱施設化の取り組みが加速する。そして、1970年代前後からは入所施設の解体と知的障害者の地域コミュニティへの移行が政策的に進められてきた。先行研究によれば、親の会による脱施設化の主張の根拠には、第二次世界大戦以前の「精神薄弱」者施設保護収容策への根強い批判があったという。実際の知的障害者入所施設では、1920年代前半までこそ、効率的運営の命題のもと恒久保護と施設内自立が目的として採用されていたものの、むしろ1920年代末には知的障害の遺伝性・多産説を否定する施設長により一部の入所者に対してコミュニティへの復帰を目的とした方策が試行されていたのであった。

2014年度

カナダの知的障害関係団体、施設、および学校等の系統的資料を入手・整理した。

入手された資料の分析・読解を行った結果、次のことが明らかとなった。1910年代から20年代のカナダ・オンタリオ州では、精神薄弱を標的の一つとした社会衛生が女性団体や公衆・精神衛生関係者それぞれの立場から主張されていた。優生学に基づく断種の議論は時期を待たねばならなかったが、移民制限の強化と精神欠陥者の隔離保護は目前の課題であった。そのなかで、州立オリリア施設は経済的・効率的運営を目指す施設長を中心に年少児から高齢者、白痴から軽度精神薄弱者までの収容施設としての需要に応じてゆくのである。一方、同時期に精神薄弱者の主たる対応機関のもう一翼を担っていた公立学校でも、通常学級不適合の子どもを分離し、特別なカリキュラムと教育方法において処遇するため、とくに教育省移管後から精神薄弱学級が拡大してゆくこととなる。すなわち、20世紀初頭は社会衛生の議論が過熱する一方で、施設、公立学校精神薄弱学級ともに年少児の軽度精神薄弱という対象を重複させながら、分離保護機関として併存しながらそれぞれに拡大していく時期であったとみることができる。

また当年度は、カナダと同様に、国連・障害者権利条約を早期に批准し、インクルージョンを推進しつつも、障害児の教育については分離教育形態を維持している国のなかで、代表であるドイツを検討対象として取り上げ、その制度と教育実態について実地での視察と聞き取り調査を行った。

2015年度

前年度、ドイツを検討対象として、その障害者関係制度と教育実態について調査した結果をまとめ、学術雑誌に発表した。

さらに本研究の分析課題に基づき、カナダの知的障害関係の史資料を入手・整理した。なお、2015年9月から研究活動を中断した。

2016年度

2016年9月1日から研究活動を再開し、次の研究作業を行った。

まず本研究の分析課題に基づき、カナダの知的障害関係の史資料を入手・整理した。また、学会をはじめ研究集会への参加、および電子メールでの意見交換を通じて、カナダおよび日本の障害者福祉史研究者と本研究に関する研究討議を行った。

2017年度

研究の最終年度は、これまで収集した史資料の分析を通して、考察を深めた。また、研究集会への参加や電子メールでの意見交換を通じて、カナダおよび日本の関係研究者と本研究の考察の妥当性について検討した。さらに、国内学会における研究発表および学術雑誌への論文投稿を通して、本研究成果の発信を行った。

とくに当年度は、オンタリオ州を取り上げ、知的障害児への公教育が保障されてゆく経緯を追究し、研究成果として次のことが明らかとなった。

オンタリオ州における知的障害児の教育保障は、1914年の補助学級法の制定に始まり、その後軽度知的障害児を対象とした補助学級は急速に拡充された。そして1930年代後半、教育省は補助学級と通常学級との連続性を意識し、学級名を改称するなどして、教育機会の平等を追求した。しかしながら、補助学級の教育対象はあくまで学業不振児あるいは軽度知的障害児であった。

1940年代に入り、中度知的障害児の教育保障に中心的役割を果たしたのは、補助学級教員と障害児の保護者であった。補助学級教員主導の下、彼らは結束し、オンタリオ州精神遅滞者協会(OAMR)として自ら知的障害児のための学校を設立・運営していく。1960年代は同学校の公立化、続く1970年代は障害の状態や所属する学校種によらない就学を実現させるべく尽力した。さらに、教育委員会における綿密な個別アセスメントの実施、適切な学びの場の決定、そのプロセスへの保護者の参画を指向したOAMRの要請を実現させる形で、障害のある児童生徒への公教育を義務化した1980年改正教育法が制定されたことは、同州におけるインクルージョンの画期として注目される。

(2) 今後の展望

本研究では、カナダにおける知的障害者のインクルージョンの成立過程を解明するため、20世紀前半のオンタリオ州における知的障害者処遇の実態と展開過程を追究してきた。カナダにおける知的障害に関する史料は、英米のそれに比べて種類と記述に乏しく、今

回研究対象とした州立知的障害者施設や知的障害学級での生活の様子や詳細な教育内容など実態をつかむことは困難であった。また対象時期が戦前であることから、当時の職位や教員など当時者から情報を得ることも難しく、処遇内容については十分な解明には至っていない。今後は一次資料だけでなく、カナダの施設と学級関係者が視察先とした当時の英米をはじめとする二次資料の収集にも努め、分析と考察を深める必要がある。

また本研究では、知的障害者への福祉的対応として、主として州立知的障害者施設に焦点を当てて検討してきたが、そのほか救貧院やセツルメントといった慈善施設、私立施設、そして教会など地域における知的障害者への対応についても今後さらに資料収集を行い、一層の分析を加えたい。

最後に、戦後の知的障害者施策との連続性の解明が期待される。本研究成果の一環として、知的障害者の教育保障は1980年代に一部達成されたことが明らかとなったものの、カナダにおける本格的なインクルーシブ社会へのかじ取りは1990年代になされた。本研究を基盤とし、現在のカナダ・インクルーシブ社会に至る知的障害の受容過程について、さらに考察を深めることにより、日本が目指す共生社会の実現を展望するうえで有益な示唆を得ることができると考える。

〔引用文献〕

- Human Resources Development Canada (2000) In unison 2000: Persons with disabilities in Canada. Human Resources Development Canada.
文部科学省(2003) 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告).
OECD(1999) Inclusive education at work: Students with disabilities in mainstream schools. OECD.
Simmons, H. G. (1982) From asylum to welfare. National Institute on Mental Retardation.
障がい者制度改革推進会議, 資料・議事録等(2009-2012)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

- 北畑彩子・下司優里(2018) カナダ・オンタリオ州における知的障害児の教育保障 1980年Bill82制定まで. 児童学研究, 20巻, 69-78頁. 査読有
下司優里(2017) オンタリオ州における「精神薄弱」児訓練学級の成立と展開 1910年代から1930年代まで. カナダ教育研究, 15巻, 1-16頁. 査読有
高野聡子・吉井涼・下司優里(2016) ドイツ・バイエルン州における促進学校の現況 学習障害と情緒・社会性発達のための促進学校に焦点をあてて. 児童学研究, 18巻, 99-105頁. 査読有

下司優里(2015)20世紀初頭カナダにおける「精神薄弱」者施設 分離保護機関としての拡大 .流通経済大学社会学部論叢,第25巻第2号,205-230頁.査読無

下司優里(2014)カナダにおける「精神薄弱」者施設入所者のコミュニティ復帰の構想と方策 1920年代末から1930年代のオンタリオ州立施設を中心に .障害科学研究,38巻,33-44頁.査読有

[学会発表](計5件)

下司優里、オンタリオ州における障害児教育の歴史と現状 知的障害を中心に、カナダ教育学会第49回研究会、2017.6.11、筑波大学(東京都・文京区)

下司優里、カナダ・オンタリオ州における公立学校精神薄弱学級 1920年代、分離教育機関としての位置づけと拡大、日本特殊教育学会第52回大会、2014.9.22、高知大学(高知県・高知市)

6. 研究組織

(1)研究代表者

下司 優里(GESHI, Yuri)
流通経済大学・社会学部・准教授
研究者番号:40615738

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし